

栃木県住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録制度実施要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号。以下「法」という。）の施行に関し、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十三号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第二条 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を行う者が、法第八条の規定に基づく登録を受けようとするときは、登録申請書正本一部、副本一部を提出するものとする。

(知事が必要と認める図書等)

第三条 省令第十条第七号の規定により知事が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- 一 法第11条各号に掲げる欠格要件に該当しない旨、消防法及び建築基準法等に違反していない旨の誓約書（別記様式第一号）
- 二 賃貸の条件に関する基準（近傍家賃）に適合する旨の申出書（別記様式第二号）
- 三 申請者・登録事業者の個人情報をシステムから収集に関する同意書（別記様式第三号）
- 四 その他知事が審査に必要と認める図書

(申請の取下げ)

第四条 登録の申請をした者は、登録を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、取下申出書（別記様式第四号）により、その旨を知事に申し出なければならない。

(変更届に添付する書類)

第五条 法第十二条の変更届には省令第十七条第二項に規定されている添付書類のほかに、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 申請者・登録事業者の個人情報をシステムから収集に関する同意書
- 二 その他知事が審査に必要と認める図書

(廃業の届出)

第六条 法第十四条第一項の規定により登録事業の廃止の届出は、廃止届（別記様式第五号）によるものとする。

(登録住宅の管理の状況に関する報告)

第七条 登録事業者は、法第二十二条の規定により報告を求められた場合には、状況報告書（別記様式第六号）に知事が必要と認める図書を添付して、知事に報告するものとする。

(委任)

第八条 この要綱に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成二十九年十月二十五日から施行する。

附 則

この要綱は、平成三十年十二月十八日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年十二月十四日から施行する。